○農林水産省告示第五百十号

土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第八十九号）の施行に伴い、昭和五十二年九月十三日農林省告示第九百三十一号（土地改良法施行令の規定により、地積に代わるべき地積を定める件）及び昭和五十四年八月二十五日農林水産省告示第千二百一号（土地改良法施行令第五十条第九項の規定に基づき農林水産大臣の指定する地積を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

第一　昭和五十二年九月十三日農林省告示第九百三十一号の一部を次のように改正する。

前文中「第五十条第十項」を「第五十条第十三項」に改める。

第二　昭和五十四年八月二十五日農林水産省告示第千二百一号の一部を次のように改正する。

前文中「第五十条第九項」を「第五十条第十二項」に改める。

○環境省告示第二号
農林水産省

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、厚寒国立公園に関する厚寒生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十九年三月三十一日

農林水産大臣　山本　有二
環境大臣　山本　公一

厚寒国立公園に関する厚寒生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、厚寒国立公園におけるエゾシカによる影響の把握、情報収集等を行うとともに、エゾシカによる自然環境への影響を低減するための効果的な対策を検討・実施するとともに、厚寒国立公園の生態系の維持及び回復を図ることを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

厚寒国立公園全域

三　生態系維持回復事業の内容

㈠　生態系の状況の把握及び監視

㈡　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

㈢　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

㈣　生態系の維持又は回復に資する普及啓発

㈤　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

㈠　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

㈡　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

㈢　生態系維持回復事業の実施体制

○経済産業省告示第六十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する規則

原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

様式第二の添付資料⑦中「交付規則」を「交付要綱」に改め、同様式の添付資料㊟を次のように改める。

㊟(1)　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

(2)　⑤については、

イ　様式第６を用いて作成すること。

ロ　同一又は類似の事業を過年度に実施している場合は、当該事業に係る直近の事業評価報告書の写しを添付すること。

様式第六を次のように改める。

様式第６（第12条関係）

年度原子力発電施設等立地地域特別交付金事業評価報告書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　㊞

年　月　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域特別交付金にかかる交付金事業の成果の評価について原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則第12条第３項の規定により別紙のとおり報告します。

㊟(1)　別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。

(2)　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別紙

Ⅰ．事業評価総括表

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備考

（備考）　事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

Ⅱ．事業評価個表

番号	措置名	交付金事業の名称

交付金事業者名又は間接交付金事業者名	
交付金事業実施場所	
交付金事業の概要	
総事業費	交付金充当額
交付金事業の成果目標	
交付金事業の成果指標	